

助成金を受けられる団体、活動について		
	質問	回答
1	前年度の活動は月1回未満だが、今年度は月1回以上実施予定の場合、助成対象になるか	助成対象となる。ただし、実現可能性を担保するため、四半期に1回未満であった場合は対象外となる。 なお、原則、区の募集月の翌月以降、毎月開催すること。
2	活動期間が1年未満の団体	原則対象外となる。
3	前年度は中央区で1年以上開催していたが、江東区で月に1回開催したい。	要綱上「原則1年以上実施している活動」となっており、江東区で1年以上実施という条件ではないため、今後江東区で継続して原則月に1回以上開催できるのであれば対象とする。
4	居場所の提供の取組例は	親子参加のイベント、ワークショップ、保護者同士の交流等を想定している。
5	遊び場づくりの取組例は	木場公園や猿江恩賜公園等でのプレーパークなどを想定している。
6	養育相談の取組例は	子育ての悩みや不登校、発達相談、家庭訪問などを想定している。
7	学習支援の取組例は	主に小学生や中学生を対象とした学習支援活動を想定している。
8	その他児童福祉の向上の資する活動とは	自然体験やスポーツ体験、演劇鑑賞等の文化活動などを想定している。
9	非営利の活動とは	原則、参加費や利用料が無料または低額（概ね500円以内）である活動 ※毎月月謝がかかるような民営の学童クラブや障害児通所施設、あるいは少年野球などのいわゆる習い事などは対象外となる。
10	現在、団体の理事をやっており、別の団体の構成員としても参加しているが、どちらの団体も助成を受けられるのか。	1団体あたり、年度で30万円を上限としているため、団体が異なれば助成を受けられる。ただし、同じ団体が複数の活動をやっている場合、活動ごとに助成を受けることはできない。
11	毎月活動を実施していれば、助成金の30万円をもらうことはできるか。	助成対象経費の実支出額を支給する（上限30万円）。なお、月次報告書や実績報告書、領収書等が未提出である場合は算定できない。また、提出された報告書を審査し、対象経費として算定できない場合もある。
月次報告について		
	質問	回答
1	やむを得ず活動しない月がある場合に、別途提出が必要となる書類はあるか。	活動しないことについて、任意の様式にて理由書を作成し、提出すること。
2	前月分に計上し忘れたがどうすればよいか。	今月分提出時に前月分の修正した報告書及び領収証等を提出すること。
3	領収書をもらえば、内訳がなくても申請可能か。	領収書で内訳などの詳細がわからない場合には、ほかに、何を購入したのかが分かる明細を提出すること。
4	レシートを失くした、または、印字されている文字が見えない場合はどうすればよいか。	レシートの無いもの、または、何を購入したかが不明瞭なものに関しては対象外となる。
対象経費について		
	質問	回答
1	事業参加者の交通費や高速道路代は助成対象か。	対象外となる。ただし、外部講師等に支払われる交通費や経験・体験事業に係るバス、レンタカー等の借り上げを行った場合は対象となる。交通費に関しては、実費精算となるため、利用区間および交通手段も記入すること。
2	宿泊費は助成対象か。	対象外となる。ただし、レクレーション事業を行った際に借り上げた施設等の賃借料は対象となる。
3	駐車場の料金は助成対象か。	外部講師が利用した車両や経験・体験事業に係るバス、レンタカー等の駐車料金は対象となる。
4	虫よけスプレーなどの購入は消耗品費として計上できるか。	事業分としての利用が明確になる消耗品の場合は対象となる。事業分としての金額が明確でない消耗品の購入の場合、開催時間分で按分して計上すること。
5	コピー機の修理代は助成対象か。	事務所のコピー機等で、事業以外で利用するものは対象外となる。
6	事業の飲食費は助成対象か。	事業参加者に提供する食事の材料費等の購入費は対象となるが、団体構成員、スタッフのための飲食経費は対象外となる。 月次報告書には、その他（食品）と記入すること。構成員・スタッフが一緒に飲食をした場合、構成員・スタッフの人数を除いて、按分して計上すること。
7	イベントの装飾品は対象か	消耗品費として計上すること。購入に関し、領収書だけではなく、明細書の添付も必要となる。
8	家賃や光熱水費は対象か。	対象となるが、按分となる。例）家賃50,000円で、月10回、1回あたり2時間利用の場合の計算方法は、50,000円÷30日（28日や31日の場合もある）で1日あたりの家賃を計算、1日1666円÷24時間で、1時間あたりの単価を計算、69円×20時間（1か月の利用時間）で1380円となります（小数点以下切り捨て）。
9	参加者のキャンセルによりイベントが中止となった場合に講師の報償費のみ発生したが対象となるか。	実際にイベントが開催されていないため、対象外となる。なお、その他発生した経費についても対象外となる。
その他		
	質問	回答
1	構成員やスタッフに変更があった場合、何か必要ですか。	申請時点より、変更がありましたら、新しい名簿等を提出すること。